

## 「インターンシップ(就業体験プログラム)導入・設計セミナーin 神戸」への参加企業の募集について【応募要領】

市内企業の人材確保を支援するため、近年、就職活動前の学生等（大学生・大学院生、短大生、高専生、専門学校生）の参加率が大幅に伸び、重要性が高まっているインターンシップの導入及び設計を支援するセミナーを開催します。

本セミナーは、新たにインターンシップを実施する予定の企業、既にインターンシップを実施しているものの学生等の集客や実施方法等に課題を抱えている企業向けのセミナーです。

### 1. 「インターンシップ(就業体験プログラム)導入・設計セミナーin 神戸」について

- (1) 内 容：インターンシップを設計するにあたっての基本的な考え方及び効果的なインターンシップの進め方に加え、インターンシップの取扱いの変更<sup>※</sup>を踏まえた、今後のインターンシップの展望について解説します。  
(※「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」(令和4年6月13日改正)において、インターンシップ実施に関する取扱いが変更されました。)
- (2) 対 象 者：市内に本店を置く企業
- (3) 日 時：2023年7月13日(木)  
第1回(対 面) 13:00~15:00  
第2回(オンライン) 16:00~18:00
- (4) 開催場所：第1回(対 面) 神戸国際会館(神戸市中央区御幸通8-1-6)  
第2回(オンライン) Zoomを使用
- (5) 参 加 費：無料(受講にあたり必要となる諸経費(通信費、交通費等)は全て参加者負担となります)
- (6) そ の 他：当セミナーの実践の場に繋げていく取り組みとして、希望者はインターン・セミナー情報サイト「あさがくナビ2025」への掲載ができます。(掲載には条件を設け、応募者多数の場合は選定を行います。\*)

※掲載条件等

- ・セミナー参加企業の中で掲載を希望する企業
- ・過去1年間の間に有料で民間の就職情報サイトに掲載実績のない企業
- ・4社限定

### 2. 応募方法・結果の通知

- (1) 募集企業数：20社(各回)  
※会場の規模の関係から、1社につき2名までの参加とさせていただきます。
- (2) 応募資格：応募日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。
  - ① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内にあること。
  - ② 市税の未納・未申告がないこと。
  - ③ 過去1年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
  - ④ 暴力団関係事業主でないこと。
- (3) 募集期間：2023年7月5日(水)17時まで
- (4) 応募方法：右記のURLからご応募ください。 <https://questant.jp/q/kobe-saiyou-seminar-0713>
- (5) 当選結果の通知：7月10日(月)までに神戸市「神戸市内企業採用力強化支援業務」運営事務局から、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に当落の結果をお知らせします。

### 3. 参加企業の選定等

- (1) 参加企業の決定方法  
応募者多数の場合、運営事務局にて次の各項目を総合的に考慮し、抽選の上、参加者を決定します。

## 「インターンシップ(就業体験プログラム)導入・設計セミナーin 神戸」への参加企業の募集について【応募要領】

### ①各種の認定、表彰、登録の有無（応募日時点）

安全衛生優良企業認定 [厚生労働省]、ユースエール認定 [厚生労働省]、くるみん認定・プラチナくるみん認定 [厚生労働省]、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 [厚生労働省]、健康経営優良法人認定 [経済産業省]、ひょうご応援企業 [兵庫県]、ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定 [兵庫県]、ひょうご仕事と生活の調和推進企業表彰 [兵庫県]、こうべ女性活躍推進企業認定（ミモザ認定） [神戸市]

### ②参加企業の業種のバランス

## (2) 応募の落選又は参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

## (3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに運営事務局は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

## 4. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

## 5. 運営事業者・問合せ先

神戸市「神戸市内企業採用力強化支援業務」運営事務局（株式会社学情）

電話番号：06-6346-6303（10：00～17：00 ※土・日・祝日を除く）

E メールアドレス：[kobecity-saiyouryoku-r5@gakujo.ne.jp](mailto:kobecity-saiyouryoku-r5@gakujo.ne.jp)